

2022 年 9 月 27 日

お客さま各位

株式会社 宮崎太陽銀行

金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」にかかる金融事業者リストの掲載について

株式会社宮崎太陽銀行(頭取 林田 洋二)は、このたび、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則(2021 年 1 月 15 日改訂、以下「本原則」といいます。)」にかかる「金融事業者リスト」へ掲載されましたのでお知らせいたします。

「金融事業者リスト」は、国民が、新たに利用する金融事業者を選択する際や既に利用している金融事業者の取組状況を把握する際の参考としていただけるよう、金融庁において金融事業者が提出した報告内容を確認し、本原則の原則 2～7 に示されている内容毎に対応した形で取組方針等を明確に示している金融事業者が掲載されます。

《金融事業者リストの掲載要件》 ※以下の(1) (2)を満たした金融事業者

- (1) 取組方針において、原則 2～7(これらに付されている(注)を含む)に示されている内容毎に実施する場合には、その対応方針を、実施しない場合には、その理由や代替策を、分かりやすい表現で盛り込むほか、取組方針に基づき実施した取組状況をHP等で示していること。
- (2) 報告様式の記載事項について、形式的な不備や不明な点がないこと。

当行は、今後もお客さまの最善の利益を図る取組を継続的に行い、お客さま本位の業務運営方針が当行の企業文化として定着するようその取組状況を定期的に検証してまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

営業統括部 資産運用サポートグループ(担当: 図師)
(フリーダイヤル: 0120-88-6254)